

デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (5)

— クリスチャン 8 世治世 (1839-1848 年) を中心に —

佐保吉一

Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Latter Term (5)

— Focused on Christian VIII's Social Policies (1839-1848) —

SAHO Yoshikazu

Abstract

This article examines the principal policies implemented during the reign of Christian VIII that exerted a significant influence on Danish society. By analyzing these policies, it seeks to clarify the historical trajectory through which Denmark entered a new era under the succeeding generation.

Christian VIII was an intellectually cultivated monarch who embodied the Danish Golden Age. Having served as Governor-General of Norway in his youth and played an important role in Norway's struggle for independence and the establishment of the Constitution of Eidsvoll in 1814, he was widely expected to introduce a liberal constitution after ascending the Danish throne in 1839. These expectations, however, were ultimately disappointed.

Throughout his reign, Christian VIII faced three major challenges that threatened the very foundations of the absolute monarchy: the growing demand for a liberal constitution, the Schleswig question, and the succession crisis. At the core of his political philosophy was the preservation of the *Helstat*—the composite state consisting of the Kingdom of Denmark and its duchies. Neither a liberal nor a nationalist, he sought to preserve the traditional state order founded on the Oldenburg dynasty and the *Kongeloven* (King's Law), while cautiously adapting the monarchy to the changing political climate in order to prolong the survival of the hereditary absolute monarchy. It should also be noted that Queen Carolina Amalie was actively engaged in charitable work, and that the King's social welfare policies may have been influenced by her in a sense.

From a historical perspective, his policy of gradual reform inevitably had its limitations. Nevertheless, his objective was not simply to preserve the existing order but to achieve a safe and orderly transition to constitutional government under royal leadership. In the final years of his life, he sought to build a bridge from absolute to constitutional monarchy, but he died before it could be completed. Only three months later, the revolutionary wave of 1848 reached Denmark, bringing the era of absolute monarchy to an end.

0. はじめに

1661 年に絶対世襲政府文書¹によって正式に導入されたデンマークの絶対王制は約 180 年後の 1848 年に終焉を迎える。そして翌 1849 年に憲法が制定され、デンマークは現在も続く立憲君主国となった。実質上最後の絶対王となったのが、絶対君主として 7 代目のクリスチャン 8 世 Christian VIII (1786 -1848) である。彼は知性派として知られ、青年時代には総督としてノルウェーへ赴任したが、ナポレオン戦争の結果として同国がスウェーデンに割譲される事態に直面する。この激動の中で彼は一時ノルウェー国王に即位し、スウェーデンと相対する中、数ヶ

月で退位してデンマークに帰還した。そして、1839年に前王で叔父フレデリック6世 **Frederik VI** (1768 -1839) の逝去に伴い、人生終盤の53歳で王位を継承した。国王としての在任期間は僅か9年余り（実質8年間）にすぎなかったが、その治世は自由主義とナショナリズムの大波が押し寄せる、社会的にも多難な統治時代となった。

本稿ではこのクリスチャン8世治世下の社会に大きな影響を与えた重要政策を、適宜国王の日記を史料²として用い、整理・考察しながら、次の世代で新たな時代を迎えるデンマークの歩んだ歴史的道を明らかにしたい。

1. クリスチャン・フレデリック（1839年まで）

本章では国王クリスチャン8世が誕生後即位するまでの約50年間を出自、青年時代、ノルウェー時代、オーデンセ時代に分け、彼が行なったことを中心に詳しく考察する。クリスチャン8世は、在位期間が僅か9年で、即位以前の歩みの中に、後年の政策を方向づける思想的・政治的基盤が形成されていたからである。

1-1 出自

クリスチャン8世は即位するまでは、クリスチャン・フレデリック **Christian Frederik** と呼ばれており、父親は国王義弟フレデリック王子 **Arveprins Frederik** (1753-1805、以下国王義弟フレデリックと略)、母親はメクレンブルク家のソフィエ・フレデリッケ **Sopfie Frederikke** のもと、1786年に誕生した³。父親が元国王でないため、少し系図上の説明を加えておく。国王義弟フレデリックはデンマーク絶対王5代目のフレデリック5世 **Frederik V** を父親に、ユリアナ・マリエ **Juliana Marie** を母親に、1753年10月11日に誕生した。彼女はフレデリック5世の後妻としてプロシアの王家からより嫁いだ人物で、義兄（姉の夫）は歴史上啓蒙君主として知られるフリードリヒ2世であった。国王と前妻の間には長男で王太子のクリスチャン（後のクリスチャン7世）がいたため、彼は国王義弟フレデリック **Arveprins Frederik** と呼ばれ、王位継承二番目の位置にいた。クリスチャン7世の治世（在位：1766-1808）になっても、野心家であった母親のユリアナ・マリエは、側近と政権奪取の機会を窺い、1772年2月にクーデターを断行して、政権を奪取した⁴。そして、自分の息子を次期国王に据えるべく政権に影響力を有したが、王太子フレデリック（後のフレデリック6世）が画策した1784年のクーデターで影響力を失ってしまった⁵。王位を巡って王太子フレデリックと国王義弟フレデリックはいわばライバル関係にあったのだが、母親ほどの実力と熱意に欠けていた国王義弟フレデリックは静かな余生を送ることになる。しかし、結果的に王位を継承したフレデリック6世には男子の後継者が誕生せず、奇しくも王位は後に国王義弟フレデリックの血筋、すなわちクリスチャン8世に回ってくるのである。

さて、クリスチャン・フレデリックに話を戻すと、彼は8歳の時母親を亡くした。享年僅か36歳であった。父親の国王義弟フレデリックは、自分が母親のユリアナ・マリエから期待されて受けたような手厚い教育を息子に受けさせる。これが後にクリスチャン・フレデリックの知的好奇心を育み、知性ある人物を形成するのである。具体的には、後の古典学教授のスコウ **N.I. Schow** が責任者となり、博物学者ホルテン **H.S. Holten** などが授業を担当し、昆虫や鉱物、植物を学んだ。また当代一流の芸術家・文化人例えばユール **Jens Juel** (画家)、アビルゴー **P.C. Abildgaard** (芸術家) などとも交流するなか、音楽や演劇に対する感性も育てられている。クリスチャン・フレデリックは利発な少年で、17歳の時にバツレ牧師より堅信式をうけている。彼は王太子ではないため国家学については学んでいないが、18世紀後半に土地緊縛制廃止など当時の新政権の改革に尽力したコルビョーンセン **Christian Colbjørnsen** の講義も受けている。

1-2 青年時代

クリスチャン・フレデリックの父である国王義弟フレデリックはナポレオン戦争の最中1805年に死去するが、それ以来若いクリスチャン・フレデリックが王統に繋がる王家の筆頭となった（この時点では19歳）。また、父の死去に際して、芸術関係の名誉職を引き継ぎ、それが彼の文芸を愛する姿勢をより高める。その業務の関係で当時の芸術家や作家との関係を深めていった。それらの名誉職の中にはノルウェー学術協会会長職も含まれる。この当時王族男子である彼に唯一欠けていたのは軍務経験であった。そこで彼は自らの名を冠した歩兵連隊の長となり、

1805-07 年はその連隊と共にユトランド半島南部ホルシュタインに駐留して、必要不可欠な軍務経験を積んでいる。

さて、1803 年、若くて知性を有し美丈夫でもあるクリスチャン・フレデリックは、ドイツ旅行に出かけ、その道中母親の故郷であるメクレンブルクを訪ねている。そしてその際ここで当時 18 歳のシャーロット・フレデリック Charlotte Frederikke と出会ったことが縁で、彼女と 1806 年に結婚した。そして 1808 年にシャーロットは息子フレデリック（後のフレデリック 7 世）を出産したが、彼女が音楽教師のエドゥアール・デュピュイ Edouard du Puy と不倫関係があったことが明るみに出て、1809 年に婚姻が解消された。

この青年時代の後半は、外に目を転ずるとデンマークがナポレオン戦争とその国際関係に悩まされる時期に当たっていた。1807 年にデンマークは英国から攻撃を受けたことを契機に、フランスと同盟を結ぶことになったが、1813 年にはいわゆる「国家破産」という経済危機にも見舞われている⁶。

1-3 ノルウェー時代

1812 年、スウェーデン王太子ベルナドッテ（後のカール 14 世ユーハン、在位 1818~44）は、1809 年の対ロシア戦争で失ったフィンランドに代わる補償としてノルウェー獲得を目指す外交政策を推進し始めた。一方、デンマークが頼みとしていたナポレオンの勢力は次第に衰退しつつあった。このような情勢下、デンマーク国王フレデリック 6 世は、甥クリスチャン・フレデリックを総督兼司令官としてノルウェーへ派遣した⁷。その最大の目的は、ノルウェー人の反スウェーデン感情を喚起し、デンマークとの結び付きを強化することにあった。

彼の到着はノルウェー国民から歓迎された。しかし、フレデリック 6 世が期待した対スウェーデン攻撃について、クリスチャン・フレデリックは実現不可能と判断した。さらに 1813 年のデンマーク国家破産はノルウェー経済にも深刻な打撃を与えていた。そのような中、デンマークはスウェーデンとの戦争に敗れ、1814 年 1 月のキール条約によってノルウェーをスウェーデンへ割譲することとなった。

国家存亡の危機に直面したクリスチャン・フレデリックは、周囲の助言を求めながら対応策を模索した。その過程で、フレデリック 6 世はキール条約によってノルウェー王位への権利を放棄した以上、ノルウェーを自由に処分する権限 *disposition* を有しておらず、主権はノルウェー国民に帰属するとの政治思想が形成されていった。

当初、クリスチャン・フレデリックはスウェーデンへの割譲を拒否し、自ら絶対君主として即位する構想を抱いていた。しかし、ノルウェーの知識人や官僚はこれに強く反対し、デンマーク国王が主権を放棄した時点で、主権は王家ではなくノルウェー国民に戻った、と主張した。1814 年 2 月 16 日、アイッツヴォル Eidsvoll で開催された名士会議 *Notabelmøtet* では、スヴェルドルップ Georg Sverdrup や法律家ファルセン Christian Magnus Falsen らが、国民代表による憲法制定と選挙を経ない王位継承は認められないと説いた。これを受けてクリスチャン・フレデリックは絶対君主構想を断念し、国民主権の原則を受け入れるとともに、自らは憲法制定までの暫定的な摂政 *Regent* に就任し、選挙によって選ばれた代表による憲法制定議会の招集を約束した。

1814 年 4 月 10 日、全国から 112 名の代表がアイッツヴォルに集まり、憲法制定国民議会 *Rigsforsamling* が開会した。クリスチャン・フレデリックは議会を招集した最高責任者として開会演説を行い、国民が自由主義憲法を制定する権利を強調した。議会では、完全独立を目指す「独立派（プリンス派）」と、スウェーデンとの妥協を模索する「連合派」が激しく対立したものの、最終的にはアメリカ独立宣言やフランス革命の理念に強い影響を受けた、当時としては世界でも先進的な自由主義憲法が起草された。憲法は 5 月 16 日に採択され、翌 17 日に代表議員が署名し、同日クリスチャン・フレデリックは満場一致で立憲君主制下の国王に選出された。彼は 5 月 19 日にこれを受諾し、憲法への忠誠を宣誓した。こうしてノルウェーは約 280 年ぶりに独立国家として再出発することとなった。

しかし、ノルウェーの独立は列強から承認を得ることができず、キール条約に基づきノルウェーを獲得したスウェーデン軍が侵攻して来た。軍事的劣勢にあったノルウェーは短期間の戦闘の後に休戦を受け入れ、デンマーク国王フレデリック 6 世もクリスチャン・フレデリックに帰国を促した。最終的にモス条約が締結され、クリスチャン・フレデリックは退位してデンマークへ帰国した。その結果、ノルウェーはスウェーデンに完全併合されることなく、スウェーデン国王を「国王」として戴く同君連合の形態を採る一方、アイッツヴォル憲法は部分的修正を経て維持され、立憲君主国として高度な自治を保持した。クリスチャン・フレデリックがノルウェー人と協力してアイツ

ヴォル憲法を成立させたことは、ノルウェーが憲法と自治を維持したまま同君連合へ移行する上で決定的な役割を果たしたと評価できる。

この一連の経緯から明らかなように、クリスチャン・フレデリックは当初、絶対君主として即位することを構想していた。しかし、その実現が困難となると、君主としての生き残りをかけて自由主義憲法の制定と国民主権を受け入れた、という極めて打算的な行動をとった⁸。彼が当初から近代的な自由主義憲法を志向していたわけではなく、ノルウェーの知識人やエリート層との政治的妥協のなかで、その流れを自ら主導する形へと切り替えたのが真相だったのである。

1-4 帰国及びオーデンセ時代

オーデンセ時代は約 23 年間に及び、クリスチャン・フレデリックはこの間に行政、文化、社会事業など多方面の経験を積み重ねた。それらは後のクリスチャン 8 世治世における政策の重要な基盤となった。

18 か月に及ぶノルウェー滞在を終え、28 歳のクリスチャン・フレデリックは 1814 年にデンマークへ帰国した。しかし、ノルウェー問題をめぐって国王フレデリック 6 世との関係は良好ではなく、首都には留まらず、旧知の間柄であった人々の住むアウグステンボー Augustenborg に滞在した。ここで当主ルイーセ・アウグスタ Louise Augusta の娘カロリーネ・アマリエ Caroline Amalie (1796-1881) と出会い、1815 年に結婚した。この再婚で子どもには恵まれなかったが、夫妻の関係は円満であった。敬虔な信仰心を持つカロリーネ・アマリエは慈善活動に積極的に取り組み、デンマーク最初の児童保護施設 Børneasykl の設立に尽力した。また、その活動は王室や貴族、上流市民階級の女性たちが慈善事業へ参加する契機ともなった。

1816 年、クリスチャン・フレデリックはフン島およびランゲラン島の総督に任命され、オーデンセ城を居城とした。首都から離れた地方への配置には、1814 年にノルウェーで自由主義憲法制定に関与した彼をコペンハーゲンから遠ざけ、自由主義的な政治運動の象徴となることを避けようとしたフレデリック 6 世の意図があったと考えられる。

1-4-1 文化都市オーデンセの形成

オーデンセ時代、クリスチャン・フレデリックは地方行政の実務経験を積みながら、地域社会の発展にも積極的に取り組んだ。オーデンセ港の整備をはじめ産業振興を進める一方、学校や教会行政にも深い関心を寄せた。また、オーデンセ城には芸術家や学者、文化人を招き、活発な文化交流の場を形成した。こうした活動によって地方王宮としての機能が整えられ、オーデンセは「小コペンハーゲン」とも称される文化都市へと発展していった。

1-4-2 社会との密な関わり

クリスチャン・フレデリックは考古学にも強い関心を示し、地域の歴史遺産保護やフン島の歴史研究を支援した。また、自然科学協会や学術団体の会長を務めるなど学術振興にも尽力し、オーデンセ大聖堂学校 Odense Katedralskole との交流を通じて教育の発展にも深く関与した。

一方、1816 年以降、夫妻は孤児や未亡人への寄付を継続するとともに、市民の家庭を訪問して病人や貧困者を慰問し、オーデンセ病院など地域の慈善施設も支援した。また妻のカロリーネ・アマリエは女性の裁縫・編み物・手工芸を奨励し、その作品の展示や販売を通じて女性の収入向上を支援した。後年コペンハーゲンで展開される彼女の慈善活動の多くは、すでにこのオーデンセ時代にその原型を見ることができる。こうして、クリスチャン・フレデリック自身も妻の影響を受けながら社会事業への関心を深め、地域社会との結び付きを強めていった。なお、1817 年にはオーデンセでフリーメイソンに入会している⁹。

1-4-3 約 3 年半に及ぶ海外滞在 (1818~1821 年)

1818 年から 1821 年にかけて、夫妻はヨーロッパ各地を巡る長期旅行 (グランド・ツアー) に出かけた。長男フレデリックはデンマークに残り教育を受け、夫妻はドイツ、イタリア、スイス、フランス、英国、オランダを歴訪し、さらにロシア皇帝およびオーストリア皇帝にも謁見した。

この旅行は外交的訪問にとどまらず、ヨーロッパ諸国の社会制度を視察する機会でもあった。夫妻は病院、孤児院、慈善学校、産業施設などを訪問するとともに、多くの科学者や芸術家と交流し、帰国後も書簡を通じて関係を維持した。

旅行中、クリスチャン・フレデリックの自由主義観をうかがわせる二つの出来事があった。第1に、1820年7月、ナポリで立憲主義を求める革命運動を目撃した際、彼はその運動を「過度に急進的 for radikalt」と受け止めた¹⁰。第2に、1821年にフランスへ向かう途中、1814年のノルウェー時代の経験から自由主義者との風評が広まったため、その誤解を解くことに努めた。その結果、自らが王政支持の立場であることを各国外交官に理解させ、パリ社交界にも受け入れられるようになったという¹¹。これらの逸話は、彼が急進的自由主義には距離を置きつつ、穏健な改革を志向していたことを示唆している。

なお、外国訪問についてだが、1838年に夫妻で英国を再訪しているが、それは若きヴィクトリア女王の戴冠式(6月28日)に出席するためであった。この二回目の訪問時、福祉活動に深い関心を持っていたカロリーネ・アマリエは、ロンドンでエリザベス・フライ Elizabeth Fry(1780-1845)¹²と念願の再面会を果たしている。フライの監獄改革や慈善活動に深く感銘を受けた妃は、帰国後熱心に社会事業を展開するようになる¹³。その後、フライ自身も1841年にデンマークを公式訪問し、国王となったクリスチャン8世夫妻から大歓迎を受け、現地の監獄環境や奴隷制の改善を直接進言している。

1-4-4 王位継承者として

前述のように、1814年のノルウェー問題を契機として、クリスチャン・フレデリックと国王フレデリック6世との関係は良好ではなく、彼が首都ではなくフン島へ配置された背景にも、国王の警戒心があったと考えられる。しかし、その関係は、クリスチャン・フレデリックの長男フレデリックとフレデリック6世の娘ヴィルヘルミーネ Vilhelmine との結婚を契機に一定の改善がみられた。この結婚は王位継承問題を背景とする政略結婚であったが、夫妻の不和やフレデリックの女性問題などから破綻し、後に離婚に至った。

一方、フレデリック6世に男子が誕生しないことが明らかになると、クリスチャン・フレデリックは事実上の王位継承者として位置付けられ、徐々に国政へ関与するようになった。その第一歩が、1831年の枢密院 Statsråd への参加である。地方行政で培った経験を背景に、彼は政治課題に積極的に取り組み、特に次の2点で重要な役割を果たした。

第1は、1831年に設置が決定された諮問的身分制地方議会 Stænderforsamling の創設である。クリスチャン・フレデリックは、将来的に立憲政治へ向かう流れを予測しつつも、地方議会法の制定に際しては地主層の権益を保護する立場を採った。この経験は、後の地方議会運営や1840年代の政治改革を進める際の重要な基盤となった。

第2は、北スレースヴィにおけるデンマーク民族意識の高揚への支援である。彼はハズスレウ Haderslev におけるデンマーク語週刊新聞の発行を認可し、同地域におけるデンマーク語とデンマーク文化の維持を後押しした。

1-4-5 オーデンセ時代の総括

約23年に及ぶオーデンセ時代は、1814年にノルウェー王位を失ったクリスチャン・フレデリックが、一地方総督として行政経験を積みながら、文化・教育・社会事業を通じて「君主像」を再構築した時期であった。彼はコペンハーゲンの政治的対立から距離を置く一方、地方行政、学術・文化振興、慈善事業、さらにはヨーロッパ諸国の視察を通じて、後の統治理念を形成していった。

また、オーデンセ城を中心とする文化活動は地方都市オーデンセの発展を促し、「小コペンハーゲン」と称される文化都市形成の基盤となった。クリスチャン・フレデリックは文化・教育・医療・福祉を後援する「父なる君主 Landesfader」としての役割を積極的に果たし、その活動には妻カロリーネ・アマリエも重要な役割を担った。

さらに、この時期に培われた地方行政の経験は、1841年の地方自治改革をはじめ、後のクリスチャン8世治世における各種改革へ直接生かされることとなる。オーデンセ時代は、彼が地方総督から近代的統治を志向する国王へと成長するための準備期間であり、その後の政治・社会改革を理解する上で欠くことのできない形成期であった。

2. 国王クリスチャン 8 世の登場とその統治理念・改革政策

2-1 王位継承

1839 年に即位したクリスチャン 8 世は 53 歳となり、ノルウェー国王時代からすでに四半世紀が経過していた。しかし、その間にノルウェー総督やフン島総督として行政経験を積み重ねており、これまで培った政治的経験と見識を国政に生かす時期を迎えていた。また、フレデリック 6 世の病状悪化に伴い、重要な政務を代行していたため、王位継承は大きな混乱もなく円滑に行われた。

図 1. クリスチャン 8 世 (1843 年)



出典: Wilhelm Marstrand, Wikimedia Commons, public domain.

即位直後、国王のもとには各方面からノルウェーにならった自由主義憲法の制定を求める請願が相次いだ。最初の請願は、ナショナルリベラル派の指導者オーラ・レーマン Orla Lehmann (1810-70) らによるものであった。彼らは学生集会を開催し、出版の自由の拡大と自由主義憲法の制定を求める決議を採択した上で、即位二日目の国王に对面で請願書を提出した。これに対しクリスチャン 8 世は、前王フレデリック 6 世が創設した諮問的身分制地方議会は大きな政治改革であり、それによって国民は意見や要望を国王へ伝える十分な機会を得ていると評価した。そして、「我々は、今は、そこで立ち止まらなければならない *Derved maatte man nu blive staaende*」と述べ、現段階では身分制地方議会が改革の到達点であり、自由主義憲法を導入する考えはないことを明らかにした。さらに国王は、1814 年のノルウェー憲法についても、それは国家存亡という極めて特殊な

状況下で成立したものであり、十分な時間があれば、より完成度の高い憲法を制定できたとであろうと回想している。また、出版の自由についても、その「誤用 *Misbrug*」を防ぐためには一定の「制限 *Indskrænkninger*」が必要であるとの見解を示したのであった¹⁴。

この回答は、クリスチャン 8 世に自由主義改革への積極的な姿勢を期待していたナショナルリベラル派に大きな失望を与えた。加えて、新国王が前王時代の側近をそのまま留任させたことも、新政権への期待を一層薄れさせた¹⁵。この状況は研究史においてもしばしば「裏切られた期待 *skuffede forventninger*¹⁶」と表現されている。

もっとも、この結果は必ずしも意外ではなかった。1814 年のクリスチャン・フレデリックは、当初から自由主義憲法を志向していたのではなく、絶対王制の維持を前提としていたことは前章で述べたとおりである。また、四半世紀の歳月を経て、今や一国の君主という立場にある以上、国家の安定を優先した彼の判断は理解できる¹⁷。実際、国王自身も、当時の状況において身分制地方議会こそが「時宜にかなった現実的政策」であるとの認識を示していた。一方で、その後の言動を見る限り、将来的に地方議会制度が自由主義憲法へ発展する可能性まで否定していたわけではなかった。

このようなリベラル派の失望は、やがて具体的な行動として表面化する。即位から約 5 か月後の 1840 年 5 月、国王夫妻の結婚 25 周年を祝う祝賀行事がコペンハーゲンで盛大に開催された。しかし、例年見られた国王夫妻への歓呼はほとんど起こらず、不満を表す騒動も発生した¹⁸。一方、6 月 28 日にフレデリクスボー城教会で執り行われた戴冠式は首都から離れた場所であったため、コペンハーゲンでのような公然たる反対運動は見られなかった。しかし翌 1841 年、王太子フレデリック（後のフレデリック 7 世）の二度目の結婚祝賀行事が行われた際にも、市民の反応は依然として冷淡であり¹⁹、新国王に対する期待と不信が入り混じった空気はなお払拭されていなかった。

クリスチャン 8 世は、ノルウェー統治、オーデンセ総督時代、さらに諸外国の視察²⁰を通じて、絶対王制の長所と限界、自由主義がもたらす可能性と危険性の双方を認識していた。そのため即位後は、絶対王制を維持しつつ社会の変化に対応するためには、急進的な制度改革ではなく、国家主導による段階的な改革が必要であるとの立場を採った。この統治理念のもと、行政、司法、地方自治、財政など広範な分野で改革に着手し、陸海軍の再編、行政

の簡素化、官吏年金制度の改善、交通網の整備への公的支援などを進めた。また、後述する刑法・監獄改革では、苦痛を伴う刑罰や尋問中の拷問の廃止、懲役刑や軍事刑法の緩和、死刑囚への積極的な恩赦など、人道的配慮を重視した政策を実施している。出版の自由についても、当初は前王フレデリク 6 世と同様に慎重な姿勢を示したものの、実際には出版活動への積極的な介入を控え、比較的寛容な運用を行なった。このようにクリスチャン 8 世は、絶対王制の枠組みを維持しながら、その内部から制度の改善を図ろうとしたのである。

こうした改革の中でも、特に重要なのが 1841 年の地方自治改革である。この改革は前王時代から進められていた地方行政改革を発展させたものであり、1841 年 8 月 13 日の「農村地方自治に関する王令 *Anordning om Landkommunalvæsenet*」に基づいて実施された。最大の特徴は、それまで教区牧師や中央政府から派遣された官吏が主導していた農村行政に、住民が参加する自治組織を制度化した点にある。

具体的には、農村行政の最小単位である教区 *Sogn* ごとに、後の地方議会の前身となる教区評議会 *Sogneforstanderskab* が設置された。従来、教育や貧民救済、道路管理などはそれぞれ個別の委員会が担当していたが、これらの行政事務は教区評議会へ集約された。また、評議員の一部は選挙によって選出されることとなり、住民が地方行政に参加する道が開かれた。ただし、選挙権・被選挙権は一定以上の土地²¹を所有する地主や富裕農民に限定されており、自治制度としてはなお限定的であった。さらに上位組織としてアムト評議会 *Amtsråd* が設置され、広域行政や財政管理を担う体制も整備された。

この地方自治改革の目的は、自由主義者が求める国政レベルの民主化を認めることではなかった。地方行政の一部を住民に委ねることによって、政治参加への要求を地方へと吸収し、絶対王制の安定を維持しようとする予防的・段階的な権限委譲であった。しかし、その結果として農民は行政運営に携わる経験を積み、政治的能力と自治意識を育んでいくこととなる。この改革は、教会と地主層の影響力をなお色濃く残す不完全な制度ではあったものの、農村社会に合議制による行政運営を定着させ、後のデンマークにおける強固な地方自治制度、さらには国民主権の発展へとつながる重要な転機となった。

地方自治改革に続き、1841 年には国家予算の公表が開始され、国家財政の透明性向上にも取り組んだ。これら一連の行政改革は国王自らの発案によるものであり、クリスチャン 8 世は膨大な決裁文書进行处理するとともに、伝統的な国王謁見 *Audiens* を頻繁に行ない、幅広い階層の人々から直接意見を聴取した。そのため、前王フレデリク 6 世に比べ、親しみやすい国王であるとの評判も少なくなかった。

上にみた改革は一定の成果を挙げ、かつての反対派の一部からも支持を得るようになった。しかし、多くの自由主義者にとっては、自由憲法の制定を拒み続ける国王の姿勢は受け入れ難く、両者の距離は次第に広がっていった。

次節では、このような漸進的改革路線を具体化した諸政策について、個別に検討していく。

2-2 自由主義運動・汎スカンジナビア主義

1839 年にクリスチャン 8 世が即位した頃、デンマークでは自由主義とナショナリズムを基盤とする新たな政治運動が急速に台頭していた。若き日にノルウェー憲法制定へ関与した経歴を持つ国王に対し、多くの知識人は自由主義憲法の制定を期待した。しかし、クリスチャン 8 世自身は、絶対王制を維持しつつ漸進的改革を進めることが国家の安定につながると考えており、自由主義勢力との隔たりは次第に大きくなっていく。本節では、その対立の背景となった自由主義運動とナショナルリベラルの思想について考察する。

19 世紀ヨーロッパにおける大きな時代潮流の一つが自由主義であった。自由主義は、絶対王権を憲法によって制約し、国民代表による政治参加を実現しようとする思想であり、その代表例としてフランス 1791 年憲法、ノルウェーのアイッツヴォル憲法 (1814)、ベルギー憲法 (1831) が挙げられる。また、ナポレオン戦争を契機としてナショナリズムもヨーロッパ各地へ広がり、両者はしばしば結び付いて展開した。

デンマークでは、この自由主義とナショナリズムが融合した「ナショナルリベラル *De Nationalliberale*」が 1840 年代に急速に勢力を拡大した。その背景には、フランス七月革命やベルギー独立などヨーロッパ諸国の政治変動に加え、1834 年に設置された身分制議会 *Stænderforsamlinger*²²が国王の諮問機関にとどまり、実質的な立法権を有していなかったことへの不満があった。

ナショナルリベラルの政治理念は、第 1 に自由主義憲法に基づく立憲君主制の実現、第 2 にデンマーク語を話す

国民を基礎とした国民国家の建設、第3に言論・出版・経済活動の自由の拡大に集約される。彼らは絶対王制の下では近代国家への発展は困難であると考え、憲法制定と国民代表議会の設置を強く要求した。また、商工業の発展には自由な経済活動と言論が不可欠であると主張した。こうした思想は商人、法律家、大学教授、学生、若手官僚など、とりわけコペンハーゲンを中心とする都市知識人層の支持を集めた。一方で、その支持基盤はなお都市部に偏り、人口の大多数を占める農民層には十分浸透していなかった。

さらに1840年代のナショナルリベラルは、自由主義・国民主義と並んで汎スカンジナビア主義 *Skandinavisme* の影響も受けていた。デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの学生や知識人の交流が活発になるなか、三国は歴史・文化・言語を共有する共同体であるとの意識が形成され、北欧諸国の文化的連帯を目指す思想が発展した。ナショナルリベラルはこれをドイツ民族主義の高まりに対抗する精神的支柱として受け入れたが、この時期の汎スカンジナビア主義は、あくまで学生や知識人を中心とする文化・思想運動であり、後年の軍事・外交同盟構想へ発展するのは1850年代以降であった。

彼らが直面した最大の政治課題はスレースヴィ *Slesvig*²³問題である。ナショナルリベラルは「デンマークはアイダー川 *Ejderen* まで」とするアイダー政策 *Ejderpolitik* を掲げ、ホルシュタインはドイツ連邦との関係を維持する一方、スレースヴィはデンマーク王国へ統合すべきであると主張した。この構想は、民族と言語を国家の基盤とみなす国民主義を反映したものであり、後にドイツ系住民との対立を深める一因となった。

この運動の代表的人物としては、オーラ・レーマン、モンラズ *D.G.Monrad*、ホール *C.C.Hall*、カール・プラウ *Carl Ploug* らが挙げられる。なかでもレーマンは1841年の「ファルスター演説 *Falstertale*」で絶対王制を厳しく批判し²⁴、三か月間投獄されたことによって自由主義運動の象徴的存在となった。

こうした政治運動に対し、クリスチャン8世は行政改革や地方自治改革、社会政策などを積極的に推進したものの、自由憲法の制定には最後まで慎重な姿勢を崩さなかった。国王にとって改革とは絶対王制を維持するための漸進的な制度改良であったのに対し、ナショナルリベラルにとって改革とは憲法による統治体制そのものの転換を意味していたのである。両者の対立は、単なる政策上の相違ではなく、国家の在り方そのものをめぐる理念の対立なのであった。

その象徴が、後述する1840年のスレースヴィ言語訓令 *Sprogreskript* をめぐる論争である。ナショナルリベラルはデンマーク語の地位向上を支持した一方、ドイツ系住民はドイツ語の権利を主張し、言語問題は次第に民族問題へと発展していった。

もっとも、1840年代半ばまでは農民層とナショナルリベラルとの結び付きは必ずしも強くなかった。しかし、1846年に農民友愛協会 *Bondevennernes Selskab* が結成されると、都市知識人を中心とするナショナルリベラルと農民層との連携が徐々に形成されていく。この新たな政治勢力の誕生は、1848年における絶対王制の命運を左右するようになる。

2-3 スレースヴィ政策 ～言語政策を中心に～

デンマークはナポレオン戦争後のウィーン会議の後ヒールスタート *helstat* と呼ばれる連邦国家体制を敷いていた。このヒールスタートとは、デンマーク国王のもとにデンマーク王国、三公爵領即ちデンマーク公爵領スレースヴィ、ドイツ公爵領ホルシュタイン、ノルウェー割譲の代償である同じくドイツ公爵領ラウエンブルク、そしてフェロー諸島、アイスランド、グリーンランド、さらに海外領土²⁵から構成される多民族（主にデンマーク人とドイツ人）からなる国家体制であった。キール講和会議後のデンマーク王国と三公爵領の規模はかなり減少し、人口約150万人、面積約5.8万平方キロメートルとなった。キール条約に基づく人口100万人、面積約32万平方キロメートルを擁したノルウェーの割譲はデンマークにとって極めて大きな損失であった。このヒールスタート体制は以前にも増してドイツ語使用国民の増加をもたらし、そのことがその後言語とナショナリズムの関係で、デンマーク・ドイツ（プロシア）関係を余計に複雑にするのである。さらにデンマークはドイツ連邦に属するドイツ公爵領ホルシュタインとラウエンブルクを領有する関係上、その連邦規約にも拘束されていた。また、このスレースヴィとホルシュタインは、中世のクリスチャン1世時代に、一体で分離してはならないということが定められ、加えて絶対王制を規定する法律である国王法では領土の分離が固く禁じられていた（第19・20条）。

19 世紀初頭までこれといって公爵領における言語に関して目立った動きはみられなかったが、19 世紀に入りナショナリズムの影響を次第に受けるようになり、言語とそれを用いる人、すなわち「民族」に焦点が当てられ、人々の意識も高まっていく。その現場がデンマーク南部の公爵領であり、特に歴史的にデンマーク人とドイツ人が交錯するスレースヴィであった。同地ではデンマーク人は北部に多く、全体ではデンマーク人とドイツ人が半々で、学校・教会用語はデンマーク語であったが、法律・行政用語はドイツ語であった。そのことが急に 19 世紀になると問題になり、その影響でデンマーク本土に居住する人も、言語問題、すなわち民族問題に寝ていた子が起こされるように、「目覚める」ことになったのである。

2-3-1 言語訓令 (1840 年 5 月 14 日)

スレースヴィ問題において、クリスチャン 8 世が最初に具体的な対応を迫られたのが言語問題であった。スレースヴィでは、北部を中心にデンマーク語を話す住民が存在する一方、行政・司法・高等教育の分野では伝統的にドイツ語が優勢であった。この状況は、デンマーク王を君主とする複合国家ヒールスタートの性格を象徴する問題であり、単なる言語選択ではなく、国家統治のあり方そのものに関わる大問題であった。

1838 年に開催されたスレースヴィ地方議会では、北部スレースヴィにおける言語状況について請願が提出された。これに対するクリスチャン 8 世の回答が、1840 年 5 月 14 日に公布された言語訓令 *Sprogreskript* である。この訓令は 2 条より成り、デンマーク語の地位向上とドイツ語使用者への配慮を同時に示す、均衡政策であった。

第 1 条では、教会および学校教育においてデンマーク語が使用されている地域では、今後、行政および司法関係の手続きにおいて、それまで使用されていたドイツ語に代えてデンマーク語を用いることが定められた。また、今後公布される勅令・法令についても、デンマーク語の本文を正式な法的正文とすることが規定された。これは、北部スレースヴィにおけるデンマーク語話者の権利を認め、その公的地位を高める重要な措置であった。

一方、第 2 条では、ドイツ語教育を希望する家庭への配慮が示された。デンマーク語によって授業を行なう学校の教師は、通常の授業時間外に毎週 3 時間、希望する児童に対してドイツ語教育を行なう義務を負うとされた。また、新たに採用される教師にはドイツ語能力も求められた。つまり、この訓令はドイツ語を排除するものではなく、デンマーク語の行政上の地位を高めながら、ドイツ語教育の継続も保障するという折衷的な内容であった。

この政策には、クリスチャン 8 世独自の統治姿勢が反映されている。国王はノルウェー統治時代以来、対立する勢力の間を調整し、急激な変化を避けながら制度改革を進めることを重視していた。スレースヴィ問題においても、「行政ではデンマーク語を認めるが、教育ではドイツ語を保障する」という形で、双方の要求を部分的に満たそうとしたのである。

しかし、この妥協的政策は、結果として双方から批判を受けることとなった。親デンマーク派は、教師にドイツ語能力を求めたことを、ドイツ語の影響を残す措置として批判した。一方、親ドイツ派は、第 1 条をデンマーク化政策であるとして強く反発した。つまり、双方への譲歩を意図した政策は、双方にとって不十分なものと受け取られ、かえって対立を政治化する結果となったのである。

この意味で、1840 年の言語訓令は単なる言語政策ではなく、ヒールスタートという多言語・多地域的な複合国家を維持するための統治政策であった。しかし、その試みは、言語をめぐる問題を民族的・政治的対立へと発展させる契機ともなった。国王自身は、この措置をデンマーク語話者にとって正当な改善策であると考えていたが、実際には政府内部にも強い抵抗が生じ、多くの官吏が新方針に消極的な態度を示した。特に国王の従兄弟であるアウグステンボー公は、この政策への反対勢力の中心となり、スレースヴィの親ドイツ的性格を守る立場を強めていった。

1840 年から 1842 年にかけて、スレースヴィでは親デンマーク派と親ドイツ派の対立が急速に深まった。ドイツ語話者は国王の言語政策を批判し、デンマーク語話者はこれを自らの権利回復として歓迎した。やがてシュレースヴィヒ・ホルシュタイン派は、単なる言語問題を越えて、デンマーク王国から分離した独立国家構想へと発展していった。その中心には常に先述のアウグステンボー公が存在していた。

こうした状況の中、地方議会における言語使用問題は、民族的対立を象徴する政治問題となった。その転機となったのが、ヨート・ロレンセン *Hiort Lorenzen* (1791-1845)²⁶ の行動である。彼は 1842 年 11 月のスレースヴィ地方議会において、それまで討論の公用語であったドイツ語ではなく、あえてデンマーク語で発言した。そして、

デンマーク語とドイツ語の両方が平等に扱われるべきであると主張したのである。この行動は大きな反響を呼び、やがて国王の知るところとなった。クリスチャン 8 世は同年 12 月 2 日、地方議会におけるデンマーク語話者の権利を認める政令 *Reskript* を発した。しかし、この措置にもかかわらず、地方議会では十分に権利尊重がなされず、問題の解決には至らなかった。

その後、ロレンセンはクリスチャン・フローやナショナルリベラル派との連携を深め、支持を獲得していった。また、デンマーク南部ではスカムリングの丘で国民集会が開催され、約 6,000 人が参加するなど、言語問題は次第に大衆的政治運動へと発展した。一方、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン派も対抗する集会をオーベンロー付近で開催し、両派の対立は決定的な段階へ向かっていった。

この状況をみて、クリスチャン 8 世は 1844 年、さらに強制力を持つ新たな言語勅令を発することになる。

2-3-2 言語勅令（1844 年 3 月 29 日）

これが、1844 年 3 月 29 日に公布されたいわゆる「言語勅令」である。これによりスレースヴィ議会ではドイツ語を話せない者はデンマーク語を話すことを許可されたのである。全 3 条からなり、正式にはスレースヴィ地方議会におけるデンマーク語使用に関する国王勅令 *Kongeligt Patent angaaende Brugen af det danske Sprog i den slesvigske Stænderforsamling* と呼ばれる。その要点は次の 3 点からなる。

- ①デンマーク語の使用は、ドイツ語能力が十分でない自ら表明した議員に限定される（第 1 条）。
- ②議事録の正式言語はドイツ語である（第 2 条）。
- ③請願書も審議ではドイツ語訳が正式文書となる（第 3 条）。

一見すると、デンマーク語の使用を認めた法令に見えるが、実際にはスレースヴィ地方議会における公的言語としてのドイツ語の優位は維持されたまま、デンマーク語話者の参加を例外的に保障するという構造になっているのである。1844 年の言語勅令はスレースヴィ地方議会におけるデンマーク語使用を「初めて」法的に規定したものであった。しかし、その権利は「ドイツ語を十分に使用できない議員」に限定され、デンマーク系住民の期待には応えられず、デンマーク人支持者を遠ざけてしまった。ましてや、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン派の支持も得ることが出来なかった²⁷。このようにデンマーク語とドイツ語の二言語に平等性を与えなかった国王の言語政策は政治的に大失敗であった。そしてこの妥協的措置は、デンマーク人側の民族運動をかえって刺激し、その結果、1844 年のスカムリングの丘集会などに見られる国民運動の高揚をもたらしたのである。

言語問題における国王の消極的姿勢はナショナルリベラルにとっては追い風となり、国王と政府に対する批判は激化した。ロレンセンは抗議のために地方議員を辞任し、彼の同志たちも同様の措置を執ったため、公爵領の地方議会におけるデンマーク人の声は封じ込まれてしまうのであった。

2-3-3 公開状（1846 年 7 月 8 日）

1840 年代半ばのクリスチャン 8 世の治世は、言語問題、農民運動、さらにナショナルリベラルによる自由憲法要求など、国内外から多くの課題を抱える時代であった。しかし国王の心を最も深く悩ませていた問題は、絶対王制そのものの未来、すなわち王位継承問題であった。

王太子フレデリック（後のフレデリック 7 世）には子どもがおらず、次第に男子による王位継承の可能性は低下していた。もしオルデンボー家の男系が途絶えた場合、デンマーク王国だけでなく、スレースヴィ、ホルシュタインなど王家と結び付いた諸領域の継承問題が発生することになる。特にアウグステンボー家は王位継承権を有する有力な一族であり、その当主はこの問題への明確な対応を国王に求めている。

しかし、クリスチャン 8 世は当初、この問題の決断を先送りにしていた。国王は男子継承が途絶えた場合には女系による継承が可能であると考えており、従来の王朝原則と各公爵領の継承問題を慎重に調整しようとしていたのである。

やがてこの問題は国内政治の舞台にも登場した。ロスキレ地方議会は、王国の将来に関する国王の見解を求める請願 *Andragende* を提出し、国王は時間をかけて検討した結果、1846 年 7 月 8 日付で公開状 *aabent Brev* を発表

した。

この公開状は形式上、スレースヴィおよび関連諸領域の継承問題に関する国王の見解を示したものであった。国王は、デンマーク王国本体、南ユトランド（スレースヴィ）、ラウエンブルクについては、王室の女系継承権が適用されることを明らかにした。一方、ホルシュタインについては異なる継承原則が適用される可能性を示した。

この決定は、結果としてヒールスタート体制の将来に重大な影響を与えるものであった。ホルシュタインのみがデンマーク王国の継承体系から分離される可能性が生じたためである。そのため、デンマーク国内では公開状は歓迎され²⁸、ナショナルリベラルが主張していた「アイダー政策」と同じ方向性を持つものとして受け止められた。しかし、クリスチャン 8 世自身の目的は民族国家建設ではなく、あくまで王朝と複合国家体制の維持にあった。

この国王の決定は、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン派にとって大きな打撃となった。彼らは公開状を、伝統的な公爵領の権利を否定し、スレースヴィをデンマークへ接近させる政策であると理解し、激しく反発した。その中心となったのが当然ながらアウグステンボー家の当主とその弟であった²⁹。

クリスチャン 8 世は、この対立を政府内部の人事によって緩和しようとした。アウグステンボー家を支持するレーヴェントロウ等の高官を政府から遠ざけ³⁰、代わって国王のヒールスタート維持政策に忠実なモルトケ Carl Moltke やシーレ L.N. Scheele らを登用した。しかし、彼らはいずれも政治的には保守的な人物であり、リベラル勢力との距離をさらに広げる結果となった。

さらに、ドイツ国内でもシュレースヴィヒ・ホルシュタイン派への支持が高まり、デンマーク政府への反発が強まっていった。政府が積極的な世論対策を行なわなかったこともあり、この運動は公爵領で次第に拡大した。1846 年のスレースヴィおよびホルシュタイン地方議会では、政府とシュレースヴィヒ・ホルシュタイン派の対立が激化し、議員の退場によって議会運営が停止する事態にまで発展した。

このように、公開状は継承問題を解決するための国王の試みであったが、結果としてヒールスタート内部の対立を決定的なものにした。クリスチャン 8 世は複合国家を維持するために妥協を試みたが、その判断はナショナルリベラルには不十分であり、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン派には敵対的政策と受け取られたのである。

1846 年以降、自由主義勢力の拡大と民族対立はさらに進行し、デンマーク政治は重大な転換点へ向かっていった。そして 1848 年、フランス二月革命を契機としたヨーロッパ全体の革命の波がデンマークにも到達することになる。

2-4 農民政策

デンマークでは 18 世紀後半から一連の農業と農民に関する改革³¹が推進された。例えば 1788 年の土地緊縛制 *Stavnsbånd* 廃止では、農民男子の移動の自由が認められ、農地集約化が進められ、自作農は着実に増加した。しかし、その一方で、多くの農民は依然として地主から土地を借り受ける小作農 *Fæstebonde* の立場にあり、地主への賦役 *Hoveri* の負担もなお残されていた。さらに、地主は地方行政や司法にも大きな影響力を保持しており、農民は経済的には一定の自立を達成しつつも、政治的・社会的には依然として地主支配下に置かれていた。このような経済的発展と政治的従属との間の矛盾が、農民運動を生み出す素地となった。

1839 年にクリスチャン 8 世が即位すると、多くの自由主義者は、かつてノルウェー憲法制定に関与した経歴を持つ新国王に対し、立憲政治への移行を期待した。しかし、既述のように国王は行政改革や教育・社会政策には積極的であった一方、前述のように急進的な政治改革には慎重な姿勢を崩さず、絶対王制の枠組みを維持しようとした。このため、自由主義者の期待は次第に失望へと変わり、都市の自由主義勢力は人口の大半を占める農民層との連携を模索するようになった。

この時期を象徴する出来事が、1841 年にオーラ・レーマンが行なった、いわゆる「ファルスター演説」である。彼は農民に対し、過去の農業改革は国王から与えられた恩恵ではなく、社会の発展と国民自身の努力によって実現したものであると説き、今後は農民自らが国家の政治に積極的に参加すべきであると主張した。この演説は政府から扇動的であるとして問題視され、レーマンは禁錮刑（3 ヶ月）を受けたが、この事件はかえって自由主義運動の象徴的出来事となり、農民の政治意識を高める契機となった。

この時期、農民側からも有力な指導者が現れた。その代表的人物が学校教師ラスムス・セーレンセン Rasmus

Sørensen である。彼は農村教育の充実と政治的啓蒙の必要性を説き、農民向けの新聞『民衆の友 *Almuevennen*』などを通じて農民の政治参加を訴えた。同紙は小作農の賦役、十分の一税、農民のみの兵役義務に反対の論陣を張っていた。また、小作農出身のペーダー・ハンセン Peder Hansen³²は各地で農民集会を開催し、農民相互の連帯を促した。

2-4-1 農民回状 Bondecirkulære

こうした情勢のなかで農民運動も急速に高揚し、政府にとって看過できない政治勢力となった。1845 年夏、ホルベック近郊で開かれた集会には約 700 人の農民が結集し、政府と特権階級の地主層に強い危機感を与えた。これを直接の契機として、政府は農民の権利要求運動や政治集会を規制する勅令を公布した。これが 1845 年 11 月 8 日の農民回状 Bondecirkulæret である。正式名称は「農民の法的地位に関する誤導的観念の流布を抑制するための措置に関する回状 Kanc. Cirk. (til samtlige Amtsmænd) ang. Foranstaltninger sigtende til at hæmme Bestræbelser for iblandt Bondestanden at udbrede vildledende Forestillinger om dens Retsforhold m.m.」であり、形式上はデンマーク官房から全国の知事 Amtmand 宛てに発せられた通達であった。

前文では、「法秩序を脅かす動きが拡大し、無知な者が扇動されて現行法への服従や義務の履行を怠る事態を放置できない」とする公布理由が述べられている。全 5 条より成り、概要は以下のとおりである。

・第 1 条【集会の事前許可制】

農民の法的地位や地主との関係・義務を議論することを目的または口実とする集会は、警察署長 Politimester の事前許可なく開催してはならない。

・第 2 条【居住地域外住民の参加禁止】

許可された集会であっても、開催教区 Sogn 外の住民の参加を禁止し、外部から招かれる弁士や扇動者もこれに含める。

・第 3 条【都市部での開催禁止】

同種の農民集会を市場都市 Købstad で開催することを全面的に禁止する。

・第 4 条【警察による監督と解散権】

警察署長または代理人は許可された集会に必ず立ち会い、法秩序に反する議論や地主への義務を否定する扇動があった場合には、集会を中止・解散させる権限を有する。

・第 5 条【罰則】

無許可集会の開催、許可条件違反、警察命令への不服従などの違反行為は法的責任を問われ、処罰の対象とする。

この回状の目的は、農民運動を孤立化させ、その政治的拡大を阻止することであり、要点は以下の 3 点に整理できる。第 1 に、教区外からの参加を禁じることで、ラスムス・セーレンセンら自由主義的弁士の活動を封じ、地域を超えた農民の連帯形成を阻止したことである。第 2 に、市場都市での集会を禁止し、ナショナルリベラル派の知識人や都市市民との結び付きを断とうとしたことである。第 3 に、集会を許可制とし、警察に監督・解散権を付与することで、思想と言論を統制しようとした点である。

この政府の抑圧政策はかえって世論の反発を強め、農民や都市のナショナルリベラル派からも強い批判を招いた。1845 年 11 月下旬、農民回状に反対する農民代表団は全国で集めた 9,824 名の署名を携えて請願のためコペンハーゲンを訪れたが、クリスチャン 8 世との謁見は認められなかった。この国王への請願が拒否されたことが、農民請願団と首都のナショナルリベラル派の結束を固めることに繋がった。一連の動きのなかで 1846 年 5 月 5 日に「農民友愛協会 Bondevennernes Selskab」が設立され³³、徴兵制の改正を求めていたチュアニング大尉 A.F. Tscherning が会長となり、レーマンらとの協力の下、農民勢力も反政府の姿勢を明確にしていっていった。つまり、ナショナルリベラルは農民の社会的要求を自由憲法要求と結び付けるなかで農民勢力も取り込んで、従来の身分秩序を超えた一大政治勢力へと拡大したのであった。

上記の動きの中で反体制運動の高まりを受けた政府は、1846 年 5 月 12 日に農民回状の撤回に追い込まれたのであった。クリスチャン 8 世は農民回状の撤回と農民集会の再開を認めたが、その際、「警察の監督下で、とりわけ扇動的な人物の活動を監視すること³⁴」という条件を付しており、撤回後も農民運動に対する警戒心を有したこと

がうかがえる。

2-5 その他の社会政策

19 世紀前半のデンマークでは、人口増加と農業不況を背景として貧困問題が深刻化し、社会的弱者への対応が重要な政治課題となっていた。同時期のヨーロッパでは、啓蒙思想やキリスト教的人道主義の影響を受け、人間の尊厳や福祉を重視する社会思想が広がっていた。クリスチャン 8 世の治世においては、政治制度改革は限定的であったものの、行政改革や社会政策の分野では近代国家を志向する諸改革が進められた。

特に国王夫妻は、社会的弱者への支援に強い関心を示した。クリスチャン 8 世は、王太子時代からの海外視察（1818～1821 年）において欧州各国の病院、慈善施設、教育施設を訪問しており、その経験は後の社会政策に影響を与えた。また王妃カロリーネ・アマリエも、慈善活動を通じて社会改革に積極的に関与した。本節では、まず王妃の慈善活動を取り上げ、その後、救貧政策および刑務所改革について考察する。

2-5-1 王妃カロリーネ・アマリエとその慈善活動

カロリーネ・アマリエは、クリスチャン 8 世の再婚相手であり、深い信仰心と強い社会的関心を持つ王妃であった。夫妻の間には子どもは誕生しなかったが³⁵、彼女は特に困窮する子どもや社会的弱者への支援を生涯の使命として、多方面にわたる慈善活動を展開した。彼女の活動の代表例が、1829 年にコペンハーゲンに設立した「王妃カロリーネ・アマリエのアジール Dronning Caroline Amalies Asyl」である³⁶。これは、イギリスで発展したアジール運動 Asylbevægelse の影響を受けた幼児保護施設であり、貧困家庭の幼児に安全な環境と教育的支援を提供することを目的としていた。

1830 年代末には、カロリーネ・アマリエは牧師グルントヴィー³⁷との交流を深め、アジールに併設された児童学校 Asylskole の運営にも彼を関与させた。王妃はグルントヴィーの思想に理解を示し、彼の宗教活動にも積極的に参加した。

また、王妃は 1821 年以来、英国の監獄改革者エリザベス・フライとも親交を結んでいるが、その件に関しては後述する。

さらに 1843 年には「女性ケア協会 Kvindelig Plejeforening」を設立した。この組織は、病気や貧困に苦しむ女性、特に妊娠中および出産後の女性に対して、食事、住居、訪問看護などの支援を提供した。この協会の特徴は、単なる物質的援助にとどまらず、裕福な女性会員が困窮者を直接訪問し、継続的な信頼関係を築くことを重視した点にある。この活動は、後のデンマークにおけるソーシャルワークの先駆的形態と評価できる。

カロリーネ・アマリエの最大の功績は、王妃という最高位の社会的地位を活用し、慈善活動を上流階級女性の社会的責任として位置づけた点にある。彼女は、女性が家庭内の役割を維持しながらも、キリスト教的慈善を通じて公の場での活動に関与する新しい道筋を作った。この意味で、王妃は単に慈善を行なった人物ではなく、自らを模範として示すことで、女性が社会活動に参加する土壌を形成したのである。彼女は、王室、キリスト教、社会福祉を結びつけ、19 世紀デンマークにおける慈善活動の発展に大きな役割を果たした。

1848 年にクリスチャン 8 世が死去した後も、カロリーネ・アマリエは約 30 年間にわたり、孤児、貧困家庭、病人、社会的弱者への援助を継続した。死後、その財産の多くはアジールや教育施設の維持のために遺贈され、これらの施設はその後末永く子どもたちのために利用された。

彼女の長年にわたる慈善活動への評価として、1896 年にはコペンハーゲンの国王広場 Kongens Nytorv に銅像が建立された。この記念碑は、女性個人を称える公共空間における初の記念碑として、当時そして今も画期的な意味を持つものである。

2-5-2 救貧法（1841 年）

本法律は、クリスチャン 8 世治世下で出された重要な社会政策の一つであるが、特に国王の肝いり政策ではなく、前王フレデリック 6 世の晩年から進められていた地方行政改革の延長線上にある。19 世紀前半のデンマークは、人口増加と農業不況によって困窮者が急増しており、そのため貧民救済を担っていた教区や教会の負担を軽減し、

新たなシステムを構築したのである。

法律の正式名称は「農村部における救貧法 Forordning om Fattigvæsenet paa Landet」で、全 88 条より成り、1841 年 12 月 29 日に公布されている。要点は以下の 5 点である。

- ①**救済責任の所在の明確化**：貧民救済の責任を負うべき地方自治体（教区コムーネ Sognekommune）の境界を明確に定義し、どこがその困窮者を扶養する義務を持つかを規定している。
- ②**地方貧民委員会の設置**：各教区に牧師、主要な地主、そして選出された農民からなる「貧民委員会 Fattigkommission」を設置し、救済の可否を決定する権限を与えた。
- ③**救済対象の厳格な分類**：救済を以下の 3 つのカテゴリーに厳格に分類した。
 - 第 1 種：病気、高齢、または心身の障害により完全に働く能力のない者（現物支給や施設収容の対象）。
 - 第 2 種：親を亡くした孤児や、親が養育できない子供（徒弟奉公や里親への委託）。
 - 第 3 種：働く能力があるにもかかわらず困窮している者（強制労働・作業施設への収容対象）。
- ④**院内救済の原則と作業所**：コミュニティに対し、貧民収容所 Fattiggård や作業所の設置を推奨し、救済を受ける者は原則として施設に収容し、移動の自由を制限することを規定している。
- ⑤**親族の扶養義務と罰則**：1 親等の親族（親・子）に対する相互扶養義務を強化し、自活できる能力があるのに働かない者や、怠惰によって困窮した者への処罰（強制労働）を規定している。

本法律は、従来教区や教会が担っていた貧民救済の責任を地方自治体 Sognekommune に移管し、真に貧しい者を保護する一方、就労可能な者には自活を求め、救済費用の削減を目指している。第 3 種に分類された者には労働を強制し、孤児にも将来「社会の重荷」とならないよう、早期からの教育と労働を義務付けた。こうして貧民の自立を促し、福祉への依存を抑えることで、国家財政と治安の安定を図ったのである。

2-5-3 刑罰・刑法・監獄改革（1842 年）

19 世紀前半までのデンマークの刑罰制度は、犯罪者を社会から隔離し、身体刑や苦役によって犯罪を抑止することを主な目的としていた。しかし、18 世紀末から 19 世紀前半にかけて、ヨーロッパでは啓蒙思想、キリスト教的人道主義、新たな刑法思想の影響を受け、刑罰に対する考え方が大きく変化した。犯罪者を単なる処罰の対象としてではなく、教育と規律によって改善可能な存在として捉え、更生と社会復帰を重視する思想が広がったのである。

当時、多くのヨーロッパ諸国では刑務所制度そのものが深刻な問題を抱えていた。大部屋に多数の囚人を収容する雑居制度では、犯罪者同士が交流することで犯罪技術を学び、再犯を助長する危険が指摘されていた。そのため、受刑者を分類し、規律ある生活、労働、宗教教育を通じて人格の改善を図る近代的監獄制度の構築が課題となっていた。

クリスチャン 8 世は、若い頃から教育、科学、医療などに関心を持ち、社会問題にも積極的な姿勢を示していた。彼は犯罪を単なる個人の道徳的欠陥として理解するのではなく、国家が秩序維持の責任を負うと同時に、犯罪者の改善と社会復帰を支援すべきであるという近代的な刑罰思想に理解を示していた。

また、国王夫妻は海外の改革思想からも大きな影響を受けた。特に王妃カロリーネ・アマリエは、先述のように英国の監獄改革者エリザベス・フライと交流を持ち、1821 年以来書簡を通じて刑務所改革や社会救済に関する情報を得ていた。彼女はフライから得た知識を国王へ伝える役割を果たし、国際的な人道主義思想をデンマークへ紹介する重要な情報媒介者でもあった。

一方、デンマーク政府も 1830 年代以降、イギリスやアメリカなど諸外国の監獄制度を調査し、制度改革の準備を進めていた。特に、受刑者を独房に収容し、労働、読書、宗教教育によって改善を促すアメリカのペンシルベニア方式や、昼間の共同労働と夜間独居を組み合わせるオーバーン方式に注目した。

1840 年には監獄制度改革委員会が設置され、全国の矯正施設 Tugthus および労働施設 Arbejdsanstalt の運営原則の統一が進められた。その中では、受刑者の分類、規律ある日課の設定、衛生環境の改善、宗教教育や読書指導、労働による矯正が重視された。さらに 1841 年以降、監獄改革の具体的な制度化が進められた。この改革の基本理

念は、刑罰を単なる報復や威嚇の手段から、受刑者の道徳的改善と社会復帰を目的とする制度へ転換することであった。独房制度、労働、宗教教育、衛生管理の改善などは、その理念を具体化するものであった。

1841年にはエリザベス・フライと彼女の実弟がデンマークを訪問し、監獄の状況を視察した³⁸。フライは劣悪な環境の改善と受刑者への教育的・宗教的支援の必要性を国王に直接訴え、改善策を助言している。この訪問は、すでに進行していたデンマークの監獄改革を国際的な人道主義運動と結びつける重要な契機となった。

改革の具体的方針をめぐっては、当時欧米で議論されていた二つの方式、すなわちフィラデルフィア方式とオーバーン方式の選択が問題となった。最終的にデンマークでは国王の判断で、両方式の要素を取り入れた制度が採用された。その方針を示したのが、「1842年6月25日の国王決議 Kgl. Resolution af 25. juni 1842」である。この決議では、第1に監獄を単なる拘禁施設ではなく、更生を目的とする施設として整備すること、第2に女性受刑者に対して女性監督者を配置すること、第3に宗教的・道徳的教育を通じた改善を重視することが示された。

以上のように、クリスチャン8世時代の監獄改革は、単なる刑務所施設の改善ではなく、国家が教育や救済政策と同様に、社会の改善と人間の再生に責任を負うという近代的統治理念を示すものであった。この点で、1814年学校法や王妃カロリーネ・アマリエによる慈善活動と共通する人道主義的性格を持っている。監獄改革は、19世紀デンマークが国家の社会的責任を拡大していく過程を示す重要な改革だったのである。

3. おわりに

1845年から1846年にかけて、デンマークは大きな転換期を迎えた。言語闘争の最前線にいたロレンセンが1845年3月に死去し、同年7月に農民回状が出され、農民と自由主義者が共闘を組んで1846年5月には農民友愛協会が発足した。その数週間後には農民回状が撤回され、さらに公開状が公布されるなかで、王位継承問題に対する国王の考え方が示された。

それらと比較すると1847年は比較的静かな年であった。オルデンボー王朝400周年の1848年9月を目標に、クリスチャン8世は立憲君主制への移行を視野に入れ³⁹、憲法制度の研究を進めていた。長男である王太子フレデリックの政治能力への不安もあり、王位継承前に新たな国家体制を整える必要性を認識していたのである。1847年末には腹心の大蔵省局長バング P.G.Bang に議会の課税権と立法権を認める憲法草案作成を命じ(12月14日)、バングは精励格闘してその答申をわずか2週間あまりで提出した。その中では国王に絶対王制を解消するよう提案がなされていた。

しかし、クリスチャン8世はその新体制の実現を見ることなく、1848年1月20日、敗血症のため62歳で死去した。一説によれば、国王は死の間際、後継者フレデリックに憲法制定の必要性を託したとされる⁴⁰。

クリスチャン8世は、知性と教養を備え、デンマーク文化の黄金時代を象徴する君主であった。同時に彼は、自由主義憲法要求、スレースヴィ問題、王位継承問題という、絶対王制そのものを揺るがす課題の挑戦を受けた。彼の政治理念の中心にあったのは、既述のようにヒールスタート、すなわちデンマーク王国と諸公爵領から成る複合国家体制の維持であった。彼は自由主義者でも民族主義者でもなく、オルデンボー王朝の伝統と国王法に基づく国家秩序を守りながら、少しでも長く先祖伝来の絶対王制体制が生きながらえるように、時代の変化に対応しようとした君主であった。また、統治類型では周囲の助言も聞く国王中心型絶対王制であった。

ノルウェー時代に経験した1814年のアイッツヴォル憲法は、国家存亡の危機の中で成立したものであり、既存の複合国家を維持しながら改革を進めるデンマークの状況とは前提が異なっていた。そのため彼は、急激な自由主義化が民族対立を激化させ、ヒールスタートそのものを崩壊させる危険性を認識していた。

もちろん、時代の流れから見れば、彼の漸進的改革路線は限界を持っていた。しかし、彼が目指したものは単なる保守ではなく、王権主導による安全な立憲化であった。彼は絶対王制から立憲王制へ向かう橋を架けようとしたのである。しかし、その橋が完成する前に彼は亡くなった。そこにクリスチャン8世という君主の歴史的悲劇がある。

グルントヴィーは国王への弔辞で、次のように述べた。

「我々が失ったのは、単なるデンマーク絶対王制の王ではない。……彼は王座にある牧者となることを望み、知識と分別をもって民を養うことにおいて後にも先にも稀であった⁴¹⁾」

この言葉は、クリスチャン 8 世が単なる支配者ではなく、自覚的に国家と民衆に責任を負う君主であったことを示している。

そして彼の死からわずか 3 か月後、1848 年のヨーロッパを席卷した自由の波はデンマークにも到達し、絶対王制は終焉を迎えることとなるのであった。

註

- ¹ 絶対世襲政府文書 Enevoldsregeringsakten とは 1661 年 1 月に貴族、聖職者、市民身分に回覧された文書で、絶対王制が正式に導入されたことを示す文書である。要点は諸身分が国王に絶対政府の提供を申し出ており、一種の社会契約的な性格を有す。Cf. 佐保吉一「絶対世襲政府文書」歴史学研究会（編）『世界史史料 5 ヨーロッパ世界の成立と膨張』岩波書店、2007 年、359-360 頁。
- ² Christian VIII. Kong Christian VIIIs dagbøger og optegnelser. Bd. IV, 1.-2. del (1839-1848). Udgivet ved Anders Monrad Møller. København: Det Kongelige Danske Selskab for Fædrelandets Historie, 1995. クリスチャン 8 世は少年時代（1798 年頃）から生涯に渡って日記を書いており、それが史料として公刊されている。以後、『日記』と略。
- ³ その風貌、能力からして国王義弟フレデリックの副官フレデリック・フォン・ブルッカー Frederik von Blücher が実の父親だと非公式にいわれている。Busck, Jens Gunni: Christian 8. Konge af først Norge og siden Danmark, K. 2016, s. 6.
- ⁴ このクーデターについては拙稿、「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究（1）ークリスチャン 7 世治世前半（1772-1784 年）を中心にー」『東海大学文化社会学部紀要』第 12 号、2024 年、106 頁参照。
- ⁵ 詳細は次のものを参照。拙稿、「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究（2）ークリスチャン 7 世治世（1766-1808 年）を中心に（中）ー」『東海大学文化社会学部紀要』第 13 号、2025 年、154-55 頁。
- ⁶ 国家破産 statsbankerot とは、一般的にデンマーク史で使用される用語で、内容的にはナポレオン戦争のために国家財政が厳しくなり、政府は紙幣の増刷を行なって対応するが激しいインフレとなり、「国家破産」の状況に陥った。そこで政府は新国立銀行を創設し、そこが唯一の貨幣発行機関となった。旧通貨 6＝新通貨 1 の割合で交換がなされた。
- ⁷ 彼自身、父親の死後名誉職であったノルウェー学術協会会長を引き継ぎ、興味のあるノルウェーに行くことを願っていた。
- ⁸ クリスチャン・フレデリックは当時デンマーク王位の継承第一位（のちのクリスチャン 8 世）だったため、自分がノルウェー国王になれば、将来的に「デンマーク＝ノルウェー同君連合」を復活させられる、あるいは自分の息子に王位を継がせられるという思惑があったと思われる。
- ⁹ 当時のデンマークでは、国王フレデリック 6 世も会員であった。なお、1836 年にはクリスチャン・フレデリックがデンマークのグランドマスターに就任している。前任者はヘッセン公カールであった。なお、フリーメイソンであることが政策に影響を与えたかは現時点では定かでない。
- ¹⁰ Busck, op. cit., s. 33.
- ¹¹ Ibid., s. 34.
- ¹² 19 世紀の英国で活躍した人道主義者、博愛主義活動家。クエーカー教徒で特に刑務所の劣悪な環境改善に尽くし、監獄の天使と呼ばれた。カロリーネ・アマリエを通じてクリスチャン・フレデリックとも交流し、1841 年にはデンマークを訪問している。
- ¹³ フライは監獄改革、西インド諸島、奴隷制、信教の自由について繰り返し資料を王妃に送り、それを王妃が翻訳して国王に読ませている。このことから、王妃が国王の政策になにがしかの寄与をしていることが推測できる。
- ¹⁴ Skovmand, Roar: Folkestyrets Fødsel 1830-1870, Politikens Danmarks Historie XI, K. 1985, s. 192. なお、この国王の返答は『祖国』紙の 1839 年 12 月 7 日付けに掲載されており、国民に国王の考えが伝えられている。当日、代表团が語

ったこと、国王が返答した内容は国王の日記に記されている(『日記』、1839年12月4日参照)。

- ¹⁵ 前政権からの閣僚は平均年齢 70 歳以上という高齢で、特にムスティング J.S. Møsting は 80 歳代で、スティーマン P.S. Stemmann は 76 歳であった。スティーマンの留任は自由主義改革派にとっては、新政権が何も改革を欲していないという象徴でもあり、彼の住居には群衆が集まったり、投石があったり、警察との衝突もみられた。
- ¹⁶ Cf. Busck, op. cit., s.42. Bjørn, Claus: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, (red) Olaf Olsen, Bind X, K. 1990, s. 237. Scocozza, Benito: Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår, K. 1996., s.216.
- ¹⁷ ノルウェー時代は、まず総督であり、キール条約締結後はノルウェーの独立を維持することが最優先で、デンマーク国王という立場では、まず国王法を遵守し、ヒールスタートを維持することが最優先である。ノルウェーでは、ないものから新しいものをつくり、デンマークでは既存のものを失わずに維持することが主眼であった。
- ¹⁸ ロシア外交官の住居に投石があったり、ユダヤ人に対するハラスメントが発生したり、警察との衝突もみられた。その数日後には、国賊とされたウルフフェルトの汚名記念碑 skamstøtte に人が集まり、撤去を求めて警察と対峙することになった。政権に不満を持つ者がこの石碑に集まる慣行があり、クリスチャン 8 世は後日、世論の動向を見て、その石碑を移転させている。
- ¹⁹ 王太子フレデリックは一度目の結婚で挫折し、アルコール依存症かつ無骨な人として知られていた。それ以後彼はずっと人々の間では評判が芳しくなかった。二回目の結婚も 3 年しか続かず、妃は途中で国へ帰ってしまった。正式には 1846 年に離婚が成立した。
- ²⁰ 海外訪問中、文化人や科学者を訪問し、進んだ西欧の事物や制度をみている。そして政治家では元首や首相にも会っている。特にメッテルニヒとの交流を通じて、彼の自由主義に対する政治姿勢、考え方に共感していた。さらに、イタリアのナポリ滞在中(1820年7月)には同地で自由主義運動の高まりを目の当たりにしている。
- ²¹ 具体的には 25 歳以上の 1 tønne hart korn (＝約 100kg の良質な穀物を毎年安定して生産可能な価値を有する土地の標準単位) 以上の農地所有者で、自作農、生涯小作人など農場所有者・保有者が該当し、小屋住み農民や農業労働者は対象から外されていた。
- ²² 当時の国王フレデリック 6 世は議会の設置に反対であったが、ヒールスタート体制をしくデンマークはドイツ公爵領ホルシュタインを有し、その公爵領がドイツ連邦の一部であった。そのため連邦規約に基づく議会の設置が求められており、デンマークは 1831 年に諮問的的地方身分制議会設置を容認し、1834 年に議会規則を制定した。最初の議会は 1835 年に国内 4 ヶ所で開催された。議会には決定権はなく、請願権だけが認められていたが、政治を含む絶対王制下の様々な問題が取り上げられ、国王と世論を結ぶ重要な場となると共に、民主主義を育む場となった。この身分制議会については次の拙稿を参照。佐保吉一「19 世紀デンマークにおける地方身分制議会設置令について」『北海道東海大学紀要 (人文社会科学系)』第 7 号、1994 年。佐保吉一「デンマーク第 1 回ロスキレ地方議会(1835-36 年)について」『北海道東海大学紀要 (人文社会科学系)』第 8 号、1995 年。
- ²³ 本稿におけるスレースヴィ Slesvig とホルシュタイン Holstein の表記について記しておきたい。スレースヴィはデンマーク公爵領であるため、Slesvig のデンマーク語読みで「スレースヴィ」と記し、Holstein はドイツ公爵領でドイツ連邦にも属しているため、ドイツ語読みでホルシュタインと表記する。なお、Holsten と Slesvig を一体化してドイツ連邦に属することを望む主義や運動についてはドイツ側の動きであるため、ドイツ語読みでシュレースヴィヒ・ホルシュタイン主義(者)と表記する。
- ²⁴ 演説の主な内容は農業改革、特に土地緊縛制廃止は国王のおかげではなく、時代精神によって解放されたのであるという主張であった。
- ²⁵ カリブ海に位置する西インド植民地 (Skt. Thomas 島, Skt. Croix 島, Skt. Jan 島)、そしてインドのニコバル諸島及びインド本土のトランケバール等貿易拠点、アフリカ奴隷海岸沿いの貿易拠点。
- ²⁶ ヨート・ロレンセンは当初は熱心なシュレースヴィヒ・ホルシュタイン主義者として知られていた。しかし、後に転向して親デンマーク派となり、最前線でデンマーク語話者の権利を擁護する活動を行なう。活躍が期待された中、1845 年 3 月 17 日に肺炎のため 54 歳で急逝する。

- ²⁷ 彼らは当然国王が両言語の平等性を認めなかったことを喜んだが、それ以外はこの問題に関心がなかった。なぜなら彼らの最終目標はデンマーク絶対王制からの分離独立だったからである。
- ²⁸ スレースヴィから首都に戻ってきた国王に対して、コペンハーゲン市民は初めて歓声をもって迎えた。公開状公布への謝意であった。当日は行進や合唱も行われ、国王も 10 月 8 日付けの日記にその時の喜びを、「国民の愛は国王にとっての最高の褒美 *Løn* である」と、記している。
- ²⁹ アウグステンボー家は 16 世紀デンマークに王家から派生した公爵家であり、デンマーク王家で男系継承者が絶えると、シュレースヴィヒ・ホルシュタインは男系継承を掲げるドイツ古来のサリカ法が適用される地域であるゆえ、両公爵領の宗主権は唯一男系の継承者が存在する自家アウグステンボー家に移ることになると主張していた。スレースヴィ問題が本格的な政治的対立へと発展すると、王妃カロリーネ・アマリエは、自らの実兄であり、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン分離運動の指導者となったアウグステンボー公と距離を置くという困難な決断を迫られた。
- ³⁰ 本件に関して、レーヴェントロウが何度も辞意を述べていると、1846 年 8 月 29 日付国王日記に記されている（『日記』、689 頁）。
- ³¹ 18 世紀後半の農業と農民の大改革については次の拙稿を参照。「18 世紀後半のデンマークにおける農業改革 *Landboreformerne*」、『関学西洋史論集』、第 23 集、1999 年、21-34 頁。
- ³² Cf. Hansen, Peder: *Tak for sidst, Landbohistorisk Selskab*, K. 1982.
- ³³ その主なプログラムは以下の 6 点である。①農村における学校制度の改善、②一般徴兵制の導入、③土地所有に付随する一切の任命権・裁判権等の特権廃止及び、地価評価額 *hartkorn* に基づく公平な土地課税実施、④都市・農村を通じた営業の自由の実現、⑤小作農・小屋住み農民 *husmand* 階層の生活条件の改善、⑥小作農から自作農への転換促進。
- ³⁴ 『日記』、1846 年 5 月 12 日。
- ³⁵ 絶対王制期の国王によくあるように、クリスチャン 8 世にも愛人とその婚外子がいた。詳細は以下参照。Busck, op. cit., s. 53, 56.
- ³⁶ 対象は主として 2～7 歳の貧しい家庭の子どもで、日中の保護、基礎教育、宗教教育、食事や生活指導を提供し、通常 30～40 人が在園した。産業化が進み始めた都市では、親が働いている間に子どもを安全に預かる施設が不足しており、王妃はその問題に取り組んだのであった。この施設は後に 150 年以上存続し、コペンハーゲン市の保育施設へと発展している。なお、同様のアジールがオーデンセにも設置された。
- ³⁷ 本名は Nikolai Frederik Severin Grundtvig (1783-1872)。聖職者、詩人、歴史家、教育家、政治家等多岐にわたって活動を行なう。国王夫妻とも近く、国王とはソーロー・アカデミー *Sorø Akademi* を国民高等学校 *Folkelig Højskole* へ改組する壮大な教育改革を構想したが、国王の死去により実現することなく終わった。
- ³⁸ この時の通訳は王妃の要望でグルントヴィーが務めた。
- ³⁹ Busck, op. cit., s. 51.
- ⁴⁰ Ibid., s. 52. Skovmand, op.cit., s. 224.
- ⁴¹ N.F.S. Grundtvig, *Sørgesale over Kong Christian den Ottende i Dronningens Cabinet den 26. Februar 1848*, s. 4. Cf. https://www.dansketaler.dk/tale/n-f-s-grundtvigs-sorgetale-over-kong-christian-8?utm_source=chatgpt

クリスチャン 8 世時代の年表

- ・1839 年：イエーテボリで開催された北欧自然科学者集会では、北欧統一をめざす科学者たちによってスカンジナビア主義が唱えられた。作家 S. S. プリッカーはヒメルビャウで国民集会を開催し、スカンジナビア主義を背景とする国民・国家の覚醒運動を展開した。

コペンハーゲンとルンドで最初の学生会議が開催される。

12 月 3 日、フレデリック 6 世が死去した。彼の死は典型的な絶対王制の終焉を意味し、自由主義者には、政治的自由の実現を阻む障壁が取り除かれたと受け止められた。翌 12 月 4 日にはレーマンが学生達の自由主義憲法要求を国王に手渡した。

新国王クリスチャン 8 世は教養人であり、若き日にノルウェーのアイッツヴォル憲法制定に尽力した経歴から、自由主義者の期待を集めた。しかし即位後は、先王たちの絶対主義を継承し、保守路線をとる。

政府は西インド植民地で黒人奴隷の子供のための学校を設立するよう命じる。

- ・ **1840 年**：前国王フレデリック 6 世の亡骸がロスキレ大聖堂に安置される。5 月 14 日、訓令によりスレースヴィにおいてデンマーク語の使用が教会・学校関係と同様に法律・役所関係においても義務づけられる。この決定はデンマーク語系住民を喜ばせた一方、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン主義者にとっては不当なものであった。各地の地方議会では若い世代のナショナルリベラル派が進出する。

5 月 22 日には国王夫妻の銀婚式が挙行された。人々からの祝福を受けるはずであったが、実際には万歳！ではなく、無言が貫かれた。

コペンハーゲン市の行政が法律で定められ、36 人の市民代表は市民による互選になる。一方で 3 人の副市長と市長は勅選のみである。市民の 1.6%が選挙権を有していた。

「学生協会」が設立されるが、後に大学理事会によって解散させられる。政府は職業の自由の実現に向け、手工業者のギルドを調査する委員会を設置した。これに対し手工業者は、利益擁護のため手工業者協会を設立する（11 月）。

コペンハーゲンで第 2 回北欧自然科学者集会が開催される。

21 歳の若手作家ゴルスミットが機知ある出版物「コルサーレン」を発行し始める（10 月 8 日、1846 年廃刊）。同紙は遠慮無くデンマークで権力を持つ者を攻撃するのであった。この年にデンマークの総人口が 130 万人に達する。

- ・ **1841 年**：政府が強力に表現の自由に介入する。ゴルスミットは政体を批判したため禁固刑に処せられ、終身検閲を受けることとなり、オーラ・レーマンはファルスターでの講演で憲法他に関する不満を述べたかどで訴えられ、3 ヶ月間収監された。教区評議会と県評議会を設置する地方自治体法が公布される。この法律により領主や農場所有者が地方自治に一部参加できることになる。

国王は行政改革を行なう一方、今後毎年为国家予算を公表することになる。

フランツ・リストが王立劇場でコンサートを開く。

- ・ **1842 年**：シュレースヴィヒ・ホルシュタイン主義の高まりに対し、国王は甥でアウグステンボー公の弟ヌア王子を公爵領の総司令官兼総督に任命し、同主義者 H. レーヴェントロウ＝クリミルを枢密院のメンバーに加えた。さらに O. モルトケを公爵領の行政長から解任し、レーヴェントロウを後任とした。また、A. S. エアステツズを首相、レーヴェントロウを外相に任命した（4 月）。

オーラ・レーマンはコペンハーゲンでの演説において「デンマークはアイダー川まで」というスローガン（アイダー政策）を発表する（5 月 28 日）。これはスレースヴィ全域が言語や民族性の違いを考慮せず、分割されずにデンマークに編入されるべきであるとする政策であった（ホルシュタインは除外）。

10 月にスレースヴィ地方議会が開催される。親デンマーク派の P. H. ロレンセンは突然、通常ドイツ語でしか討論がされない議会において今後はデンマーク語でしか話さないと宣言する。フロー教授が国王クリスチャン 8 世に要望書を送付し、この件に関して国王が関わり、デンマーク語を守るよう要求する。国王クリスチャン 8 世は、デンマーク語話者の権利を認め、地方議会でもそれを保障するよう要請する政令を出す（12 月 2 日）。

地方自治体法の実施により、農民達の政治的権利獲得運動が盛んになる。I. A. ハンセンと R. ソーレンセンが新聞『民衆の友』を創刊する。この新聞は農民の平等を求める政治的運動の機関誌的役割を果たす。国王の命により、コペンハーゲンにおけるコルフィツ・ウルフェルトに対する汚名記念碑が撤去される。

- ・ **1843 年**：ロレンセンがコペンハーゲンで、その愛国的行動が記念される。これまでロスキレ議会に 2 議席を有していたアイスランドが独自の地方身分制議会を有するようになる（3 月 8 日）。

5 月にスカムリングの丘で民族の祭典が開催され、約 6000 人が集まる。以後この場所がデンマーク人に特別な意味を持つようになる。

6 月にウブサラで北欧学生会議が開催される。採択されたプログラムにより、スカンジナビア主義が政治色を帯びる。

シュレースヴィヒ・ホルシュタイン主義者の国民集会がオーベンロー近くで開催される（7 月 12 日）。

チボリ公園が開園する（8月15日）。キルケゴールの『あれかこれか』が出版される（2月）。アジア会社が廃止される。

- ・**1844年**：国王クリスチャン8世が「言語勅令」を發布する。これによりスレースヴィ議会でドイツ語を話せない者はデンマーク語を話すことが許可される（3月29日）。この法律はスレースヴィにおけるデンマーク語話者はドイツ語話者と同等の権利を持つというものである。この決定はロレンセンに対して行われたものであるが、王国内に不快感や抗議が広まる。

7月、ユトランドおよびスレースヴィの地方議会が開催され、10月には島嶼部およびホルシュタインの地方議会が開催された。ホルシュタイン地方議会ではシュレースヴィヒ・ホルシュタイン主義の綱領が採択され、両公爵領の自治と一体性、ならびに両公爵領に対する相続権をオレンボー家の男系に限定することが主張された。

7月4日、スカムリングの丘の集会でグルントヴィーが演説を行なう。スレースヴィでもシュレースヴィヒ・ホルシュタイン主義者の歌謡祭が開催され、500人の歌手と14,000人の聴衆が参加する（7月24日）。

世界で最初の国民高等学校がレディングに設立される（11月7日）。初代校長は大学教授クリスチャン・フローであり、この学校はスレースヴィにおけるデンマーク性の防波堤たるべき役割を担っていた。しかし、現実にはその後この学校は農民の地位向上に多大な役割を果たすことになる。

新しい度量衡が導入される。キール〜アルトナ間に王国初の鉄道が開通する（9月18日）。トーヴァルセンが王立劇場で死去する（3月24日）。夕刊ペリンスケ・アフテンアヴィースが発刊される。

- ・**1845年**：北スレースヴィの活動家ロレンセンが3月に死去し、同地でのデンマーク化の運動が下火になる。

国立銀行の紙幣が1757年以来ようやく銀と兌換可能になる。

コペンハーゲンでスカンジナビア学生会議が開催され、オーラ・レーマンは熱弁を奮い、聴衆は最後に北欧の義兄弟の忠誠を誓う。

近年の農民集会等の動向を鑑みて、農民回状が出される（11月8日）。これにより農民の権利要求のための集会が禁止され、以後農民とナショナルリベラルとの連携が生まれる。

東インドのデンマーク領であるトランケバルがイギリス東インド会社によって買収される。

- ・**1846年**：農民達の社会的要求と自由主義者達の自由憲法要求が一致し、「農民友愛協会」が設立される（5月5日）。リングステッツで大農民集会が開催され、地方議会選挙では憲法制定賛成者に投票することが採択される。この動きを見て政府は評判の悪かった「農民回状」を撤回する。

国王は『公開状』を出し（7月8日）、国王法の王位継承条項は南ユトランド（スレースヴィとラウエンブルク）とホルシュタインの一部に適用される旨を明らかにする。このためノア王子は総督と総指令官の職を辞し、レーヴェントロウも抗議のため枢密院メンバーを辞す。

公開状は特に公爵領で大きな反応が見られた。スレースヴィとホルシュタインの地方議員は議席を返上した。この公開書簡に対する抗議の一環として予定されていたホルシュタインでの大集会を阻止するために軍隊が投入される。

クリスチャン8世は公開状を公表したことでコペンハーゲンに戻った際に、珍しく市民から歓迎される（10月8日）。

スレースヴィ議会では公開状に関する多数の演説が行われ、ロスキレ議会ではレーマンが自由憲法を要求する「アイダー政策」を唱える。

- ・**1847年**：地方議会選挙でナショナルリベラル派が大躍進を果たす。スレースヴィにおいてもデンマーク人議員が増加する。夏頃、クリスチャン8世はデンマーク王国の憲法関係を考える際に、プロシア憲法に関心を寄せる。12月初旬に、大蔵省局長P. G. バングに憲法草案作成を任せる。バングは詳細な答申を国王に提出し（12月26日）、そのなかで国王が絶対王制を解消するよう提案していた。

公爵領との合同憲法草案は完成していたが、国王の病気のために枢密院で審議できなかった。政府は王位継承を機に絶対王制が存続出来ないことを理解しており、その後の立憲王制の生き残りの保障に活路を見出す。

カールスベアが北欧で最初のビール醸造を始める。「ウィンター チボリ」という名でコペンハーゲンにカジノが開設される（1848年からは劇場）。コペンハーゲン〜ロスキレ間（31km）の鉄道が開通する。

勅令によりこれ以後デンマーク領西インドで誕生する黒人子弟には自由身分が与えられ、奴隷制自体も12年の内に廃止される運びとなる。

- ・ **1848 年**：1 月 20 日、クリスチャン 8 世が敗血症のため急逝し、長男がフレデリック 7 世として王位を継承する。

*作成に際しては主に次のものを参考にした。

Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvornår skete det, K. 1985.

Skipper, Jon Bloch (red.): Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus, K. 2001.

クリスチャン 8 世時代 (1839-1848) 参考文献 (発行地が København の場合は K. と略)

Alstrup, Erik og Poul E. Olsen (red.): Dansk kulturhistorisk Opslagsværk I-II, K. 1991.

Bagge, Povl: Povl Engeltoft (udg.): Danske politiske Breve fra 1830erne og 1840erne I-IV, K. 1945-58.

Bjørn, Claus: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, (red) Olaf Olsen, Bind X, K. 1990.

Busck, Jens Gunni: Christian 8. Konge af først Norge og siden Danmark, K. 2016.

Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Christian VIII, i Dansk Biografisk Leksikon, V, K. 1934.

Feldbæk, Ole m.fl. (red.): Dansk Udenrigspolitik Historie Bind 2, K. 2006.

Friis, Fin: Christian den Ottendes og Caroline Amalies forbindelser med Elizabeth Fry og andre kvækere, Kirke Historisk Samlinger, 1975. ss. 109-143.

Fry, Elizabeth Gurney. Memoir of the Life of Elizabeth Fry, with Extracts from Her Journal and Letters. Edited by Katharine Fry and Rachel Elizabeth Cresswell, vol. 2, Charles Gilpin, 1847.

Giessing, H.P.: Kong Chr. VIIIs regeringshistorie, K. 1851-52.

Hansen, Svend Aage: Økonomisk vækst i Danmark I-II, K. 1972-74.

Peter Henningsen (red.): Patrioter og fattigfolk. Fattigvæsenet i København, ca. 1500-1850, K. 2005.

Historikergruppen (udg.): Danmarks Historie II, K. 1950-51.

Hjelholt, H.: Arvefølgesag og forfatningsforhold i det da. monarki ved midten af det 19. årh., K. 1973.

Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, (Den Historisk Fællesforening), K. 1952-56.

Jensen, Hans: De danske Stænderforsamlings Historie 1830-1848 I-II, K. 1931-34.

Johansen, Hans Chr.: Dansk økonomisk politik i årene efter 1784, bind 1 og 2, Århus, 1968 og 1980.

Johansen, Hans Chr.: En samfundsorganisation i opbrud, Dansk socialhistorie Bd.4, K. 1979.

Jørgensen, Frank og Westrup, Morten: Dansk centraladministration i tiden indtil 1848, K. 1982.

Jørgensen, Harald: Studier over det statslige fattigvæsens udvikling i Danmark i det 19. århundrede, K. 1940.

Jørgensen, Harald: Trykkefrihedsspørgsmaalet i Danmark 1799-1848, K. 1944.

Jørgensen, Harald: Christian VIII, i K. Fabricius (red.): Danmarks Konger, K. 1944.

Jørgensen, Poul Johs.: Dansk Retshistorie, K. 1965.

Kong Christian VIIIs dagbøger og optegnelser 1839-1848, udgivet af Det Kongelige Danske Selskab for Fædrelandets Historie ved Anders Monrad Møller, K. 1995. (ISBN 87-90194-00-4).

Langslet, Lars Roar: Den glemte konge - Christian VIII - konge af Norge, konge af Danmark, K. 2000.

Lausten, Martin Schwarz: Kirkens historie i Danmark - pavekirke, kongekirke, folkekirke, K. 2018.

Linvald, Axel: Chr. VIII. Den unge prins, K. 1943.

Lomholt-Thomsen, Johs: Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind II, Historielærer-foreningen, Gyldendal, K. 1973.

Lyngby, Thomas, Søren Mentz og Sebastian Olden-Jørgensen: Magt og pragt - Enevælde 1660-1848-, K. 2010.

Mikkelsen, Jørgen: Bag tremmer - Ældre Straffeanstalter og Deres Arkivalier, K. Statens Arkivaer, Odense. 2002.

Nielsen, Henning Dehn: Christian 8. - Konge af Danmark, Konge af Norge, K. 1999.

Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvornår skete det, K. 1985.

- Rosen, D.: Dronning Caroline Amalies Liv og Død, K. 1884.
- Schou, J.H. m.fl.: Schous Forordninger I-XXII, K. 1777-1840.
- Scocozza, Benito: Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår, K. 1996.
- Scocozza, Benito: Politikens bog om Danske Monarker, K. 1998.
- Sjøqvist, Viggo: »Bidrag til en karakteristik af Christian VIII, Historie/Jyske Samlinger, Nyt XV Bd.3, 1984.
- Skipper, Jon Bloch (red.): Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus, K. 2001.
- Skovgaard-Petersen, Vagn: Gyldendals Danmarkshistorie, (red.) H.P. Clausen m.fl., Bind 5, K. 1985.
- Skovmand, Roar: Folkestyrets Fødsel 1830-1870, Politikens Danmarks Historie XI, K. 1985.
- 佐保吉一「19 世紀デンマークにおける地方身分制議会設置令について」『北海道東海大学紀要（人文社会科学系）』第 7 号、1994 年。
- 佐保吉一「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究（4）ーフレデリック 6 世治世（1808-1839 年）を中心にー」『東海大学文化社会学部紀要』第 15 号、2026 年。
- 橋本淳（編）『デンマークの歴史』創元社、1999 年。